

# 令和8年度茨城県建設工事等入札参加資格申請受付・審査業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、令和8年度茨城県建設工事等入札参加資格申請受付・審査業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

## 2 業務委託に係る仕様

「令和8年度茨城県建設工事等入札参加資格申請受付・審査業務委託仕様書」のとおり

## 3 委託条件等

### (1) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

### (2) 委託費

69,676,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 4 応募資格

プロポーザルに応募できる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、以下の全ての要件を満たす団体とする。

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（令和8年告示第254号）に基づく物品調達など競争入札参加資格を有する者であること。

茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(7) 他の地方自治体の行政事務の業務委託を受託した実績があること。

## 5 応募手続等

### (1) 提出書類

- ア 企画提案提出書（様式第1号）
- イ 実施計画書（様式第2号）
- ウ 法人の詳細を記載した資料（パンフレット等）
- エ 応募資格誓約書（様式第3号）
- オ 企画提案書（任意様式）
- カ 経費積算書（様式第4号）
- キ オ及びカのPDF形式の電子データ

(2) 提出期限

令和8年3月9日（月）（持参提出の場合は17時まで）

(3) 提出先

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978番25

一般財団法人茨城県建設技術公社 管理部 企画研修課

電話 029-301-6600

E-mail [kikaku@kennsetu-gijutsu.or.jp](mailto:kikaku@kennsetu-gijutsu.or.jp)

(4) 問合せ先

茨城県土木部監理課建設業担当（担当：大和田）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-4334

(5) 提出部数

上記（1）ア、イ、ウ、エは正本1部、オ、カは正本1部、副本5部、キは正本・副本1部ずつ。

なお、副本は団体が特定できないようにすること。

(6) 提出方法

上記（1）のうち、ア～カを提出先に持参又は郵送（提出期限内必着の書留郵便に限る。）で、キを電子メールで提出すること。

(7) 留意事項

ア 企画提案は、1法人につき1件とする。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

ウ 提出された書類の内容は、変更することができない。

エ 提出された書類等は、返却しない。

オ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出する。

カ 提案のための費用は、提案者の負担とする。

キ 採択された企画提案書の著作権は、いばらき電子入札システム等共同利用運営協議会に帰属する。

## 6 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月27日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

次のメールアドレスへ提出すること。

E-mail [kikaku@kennsetu-gijutsu.or.jp](mailto:kikaku@kennsetu-gijutsu.or.jp)

(3) 提出書類

質問書（様式第5号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXで回答する。なお、質問及び回答はホームページ上で公表する。また、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

## 7 審査基準

### (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局に設置した審査会において審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

### (2) 評価項目等

項目	審査基準
I 理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
II 効率性	業務を効率的に遂行する工夫はされているか。
III 具体性・妥当性	提案内容に具体性・妥当性を伴っているか。
IV 事業遂行体制	作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。
V 独自提案	独自提案は今後の茨城県建設工事等入札参加資格申請受付・審査業務の遂行に有益な内容か。
VI 総合評価	業務委託開始から完了までの流れが明確にイメージできる提案内容か。

## 8 受託候補者選定後の手続

- (1) 一般財団法人茨城県建設技術公社と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。
- (2) 一般財団法人茨城県建設技術公社は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約の手続を行う。
- (3) 一般財団法人茨城県建設技術公社は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (4) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て受託候補者の負担とする。

## 9 その他留意事項

- (1) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (2) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後でも同様とする。
- (3) 業務の成果はいばらき電子入札システム等共同利用運営協議会に帰属する。
- (4) 本業務委託はいばらき電子入札システム等共同利用運営協議会の事業の一つとして行うものである。